

亀岡市障害者施策推進協議会 議事要旨録

日時 : 令和2年8月4日(火) 午前9時30分～

場所 : 亀岡市役所 別館3階会議室

出席者 : 委員 13名

敬称略 : 高木 信義、酒井 忠繁、山内 節子、永田 一夫、中村 克子、
松井 やす子、寺田 直人、峰島 厚、中村 雄一、光井 貢、
岩間 邦男、石野 茂、神先 宏彰

亀岡市(健康福祉部)

健康福祉部長 河原 正浩

障がい福祉課長 木村 邦彦

障がい福祉課障がい総務係長 鎌江 裕

障がい福祉課地域生活支援係長 石津 幸子

障がい福祉課障がい者給付係長 藤田 雅史

障がい福祉課障がい総務係 主任 中澤 大樹 6名

(委託業者) : (株)サーベイリサーチセンター大阪事務所 萬関 明子

計20名

資料 : 亀岡市障害者施策推進協議会次第

資料1 第4期亀岡市障がい者基本計画及び第6期亀岡市障がい福祉計画策定
スケジュール

資料2 第4期亀岡市障がい者基本計画及び第6期亀岡市障がい福祉計画
(事務局案)

資料3 第4期亀岡市障がい者基本計画(案)概要

資料4 第4期亀岡市障がい者基本計画計画期間考察資料

資料5 Wordデータ版 第5期亀岡市障害福祉計画

参考資料 令和2年3月末手帳統計

亀岡市障害者施策推進協議会委員名簿

1. 開会

● 事務局

ただいまから亀岡市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

私、本日の進行を担当いたします事務局で障がい福祉課長の木村でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

皆様におかれましては、お暑い中、また大変お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルスの感染者が京都府内でも増加傾向にあり、亀岡市内でもクラスターが発生するなど予断を許さない状況にあります。感染防止対策を講じた上で当協議会を運営してまいりますことをご了承願います。

亀岡市障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、「障害に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事項を調査・審議する」ため、亀岡市障害者施策推進協議会条例に基づき設置されています。

本日は、亀岡市の次期障がい者基本計画や現行の第5期亀岡市障害者福祉計画の進捗状況についてご審議いただく中で、本市の今後の障がい者施策について、委員会でのご協議を賜りたいと考えております。

2. 委嘱状等の交付

● 事務局

なお、本年度は当協議会の委員改選の年に当たります。

任期は、令和2年8月1日から令和4年7月31日までの2年間でございます。

それではただいまから、新たに委員としてお世話になります皆様に委嘱状の交付を行いたいと存じます。高木様から左回りに順次交付させていただきます。

本来でございますと、桂川市長より委嘱状を交付させていただくところでございますが、生憎、桂川市長につきましては他の公務のため、本日欠席をさせていただきます。

つきましては、桂川市長に代わりまして、石野副市長から委嘱状の交付をさせていただきます。

なお、石野副市長、神先教育長につきましては、事前に桂川市長より辞令の交付を受けておりますため、11名分の交付となりますことをお知らせします。

これより、石野副市長が席の前までまいりまして、委嘱状を交付させていただきますので、順次ご起立いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●副市長

・・・委員 11 名に委嘱状交付・・・

3. 挨拶

●副市長

皆様にはお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

今、新型コロナウイルス感染症が拡大しています。京都府内でも先週末に感染状況が特別警戒基準に達しました。飲食店や教育機関、重症化しやすい高齢者等に対して感染予防対策の徹底をお願いしているところです。市民生活にも様々な影響が出ている一方で、人権侵害といえる事象も発生しており、大変懸念される状況にあります。亀岡市においても 3 密を避けるため、新たな生活様式の定着を図るべく様々な要請を行っており、本日までご出席の皆様におかれましても引き続きご協力いただきますよう、どうぞ宜しくお願いいたします。

さて、本日から新たな委員での協議会が始まります。特にこの二年間お世話になる皆様方は、亀岡市の障がい者施策を展開していく上で非常に重要な役割を担っていただくものと考えております。今年度末、亀岡市の福祉施策の要であります現行の障害者基本計画・障害福祉計画の計画年度が終了することから、来年度以降に向けての新しい両計画を策定していくこととなります。

障がい者基本計画については、今後の障がい者施策の全体の方向性を定める計画となります。また、障がい福祉計画については、今後3年間の障害福祉サービスの数値目標や提供するサービス見込量を定める具体的な計画となります。

こういった次期計画に掲げる施策について議論いただく事が今期委員の大きなミッションとなります。十分にご審議をいただき、より良い計画の策定に向け、皆様からのご意見、ご提言を賜りますことをお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

4. 委員の紹介

●事務局

本日は、新たな委員となり初の協議会となりますので、委員の皆様から改め

て自己紹介をいただきたく存じます。

●各委員

・・・委員 13 名の自己紹介・・・

●事務局

続きまして、本日出席しております事務局の職員を紹介いたします。

・・・事務局 6 名の自己紹介・・・

さて、本日の委員の出席ですが、13 名の出席をいただいておりますので、施策推進協議会条例第 5 条 2 項の規定により、本会が成立していることを、ご報告申し上げます。

5. 会長及び職務代理者の選出

●事務局

今回、委員の全員改選により、新たな任期が始まりますので、会長を選出することになります。

条例に、「会務を総理し、協議会を代表する者」として会長を選出することが定められており、その選出は「委員の互選により選出する」とされております。

それでは、会長の選出について、自推・ご推薦がございましたらご提案いただきたいと存じます。

●委員

長年に渡り障がい福祉に関わり、現在も障がい者支援に係る事業の法人を立ち上げ、きめ細やかな障がい者支援に尽力されており、また、前回の亀岡市障害者施策推進協議会においても会長職の職責を全うされました中村委員を推薦したいと思います。会長としての豊富な経験、実績もあり、会長職として十分な資質を備えていらっしゃいます。

●事務局

ご賛同いただけるようであれば、委員の皆様の拍手によりご承認いただきたいと存じます。

●各委員

・・・一同拍手・・・

(中村会長 会長席へ移動)

●事務局

続きまして、会長の職務代理を選任したいと存じます。

なお、決定方法につきましては、条例第4条第3項により、会長の指名によることと条例により規定されております。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

●会長

それでは、職務代理の指名をさせていただきます。

計画の進捗、障がい福祉法制及び施策に詳しく、昨年度の「第4期亀岡市障がい者基本計画」等策定に係る基礎調査の実施においても、調査票の設計、調査結果の分析等において貴重なご意見、ご助言を賜り、その能力を存分に発揮いただきました峰島委員に、前期に引き続きぜひお願いしたいと考えています。

つきましては、峰島委員よろしく申し上げます。

(峰島委員 職務代理者席へ移動)

●事務局

それでは、新たに会長、職務代理者に就任いただきました中村委員、峰島委員に就任に当たり一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

よろしく申し上げます。

●会長

ただいま会長に選出されました中村でございます。

前期に引き続き会長職を仰せつかりました。重責ではございますが、本協議会の設立趣旨である「亀岡市の障害者施策の円滑な推進及び充実」のため、今期の協議会運営が有意義なものとなるよう、全力で務めて参る所存でございます。

また、令和3年3月で期間満了となる「第3期亀岡市障害者基本計画」、「第5期亀岡市障害福祉計画」の後継計画「第4期亀岡市障がい者基本計画」、「第6期亀岡市障がい福祉計画」の策定が当期における最大の業務となります。両計画は、本市の障がい児者施策の礎となるものであり、今期委員の皆様の御協力のもと、「福祉都市亀岡」に相応しい新たな計画の策定に向け邁進してまいりたいと考えております。

つきましては、本日から始まる協議会におきまして、委員の皆様の積極的なご参加及び活発なご協議をお願いいたしまして、就任に当たりましてのご挨拶に代えさせていただきます。

●会長職務代理者

ただいま会長より職務代理の職の指名を賜りました峰島でございます。

非常に難しい時期に計画の議論をしなければならないと考えています。

ご存じのように、社会全体はウィズコロナ、ポストコロナということであらゆる施策を含めコロナとの関係をどうするのかといことが問われています。やむを得ないことですが、国の基本的な考え方は新型コロナウイルス感染拡大前に決まっています。国の障害者基本計画も障害者福祉計画も新型コロナウイルスを想定せずに作られています。今後は想定外の社会変化の中で、どのように計画を策定していくのかという議論になっていくものと思われます。つまり、国の方針を元にしながら、実態にそぐわない側面をどうしていくか、皆さんと共に議論していきたいと思えます。

6. 議事

●事務局

続きまして、次第に沿って「議事」に入りたいと存じます。

本会の議事につきましては、条例の規定により、会長が議長を務めることとなっております。それでは会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

●会長

それでは議事を進行させていただきます。

進行につきまして、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

まず議事（1）の第4期亀岡市障がい者基本計画及び第6期亀岡市障がい福祉計画の策定について、事務局から説明願います。

●事務局

- ・資料 1 に基づき、計画策定スケジュールを報告。
- ・資料 2 に基づき、昨年度実施の計画策定に係る基礎調査の結果概要
- ・資料 3 に基づき、第 4 期亀岡市障がい者基本計画（事務局案）について、新規・重点施策を中心とした計画概要
- ・資料 4 に基づき、計画期間に係る考察 について説明

●会長

ありがとうございます。（1）の第 4 期亀岡市障がい者基本計画及び第 6 期亀岡市障がい福祉計画の策定の説明事項について、ご意見・ご質問等はございますか。

●委員

「計画の視点」に掲げる「SDGs（持続可能な開発目標）」、「心のバリアフリーの推進」、「地域共生社会づくり」の視点について、計画の視点に「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げる意味があるのか。

ウィズコロナ、ポストコロナの社会背景を考えると、社会的に不可欠なサービスや、そのサービスを提供する施設等、どんなに大変な事態になってもこれだけは絶対に無くしてはいけないというものがある。それをみんなで支えていかななくてはならないということは、教訓として視点に入れるべきではないか。他の自治体でも SDGs を視点として掲げているところはあまりないのではないか。

●事務局

SDGs は今後の国際標準として、現在、各市町村で積極的に SDGs に関する取組みを推進している。障がい者に直接言及したターゲットも SDGs の中に含まれている。

情報としては、福祉の先進都市である明石市も障がい者基本計画中に SDGs の事が触れられており、福祉都市である亀岡市としても SDGs の概念を計画の視点として取り入れることを提案している。

ウィズコロナの視点については、情報の共有が大切であると理解している。国等から新型コロナウイルス関連の情報の提供があると、各関連施設に速やかに情報提供し、対策を講じることとしている。各施設から提供されるサービス

についても、施設との連携の元、提供体制の維持に取り組んでいるが、今後も引き続き感染防止対策に取り組みたいと考えている。

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る施策については、資料2の34pに「新たな感染症の感染・拡大防止のための支援の充実」という施策名で掲げている。ウィズコロナ、ポストコロナの視点を計画の視点に入れるべきという意見があれば検討する。

●委員

SDGsの内容を踏まえて障害者権利条約がある。持続可能な開発目標を障がい福祉に反映し、具体化する為に障害者権利条約がある。発達障がいや重度障がいを抱える方、高齢の障がい者に一番問題が出てくるという点からも、ウィズコロナ、ポストコロナの視点は重要ではないか。

現在、現場の状況として、新型コロナウイルス感染症拡大のような不測の事態や緊急事態に対応できないところがあり、その対策を今後どうしていくかの方向性を打ち出していくことが重要だと考える。

●委員

「計画の視点」において、SDGsが最初に出てくるのは違和感がある。感染症の拡大や災害が起こっても機能する計画の仕組みを作してほしい。

また、「資料2」中のP28において、「短期入所の充実」に係る施策が掲げられているが、医療的ケアが必要な人の短期入所について言及されていない。通常の短期入所と医療的ケアが必要な人の短期入所では、サポートの仕組みが大きく違うため、その点を言及してほしい。

P35に記載の「高齢で障がいのある人への支援」については、本人が高齢になった場合と、家族が高齢になった場合の2つの意味が混在しているので、もう一度考えてほしい。また、健康だった方が高齢になり障がいを持った場合はどこに分類されるのかも考えてほしい。

また、P38において、医療的ケアを必要とする子どもの保育園等への受け入れ体制の充実のため、看護師等の人員配置の検討に触れていただいている点はありがたいが、学校現場についてはどうか。医療的ケアを必要とする人がどこで教育を受けるべきかは重要な課題で、医療的ケアが必要だから支援学級に行くという考えはいかがなものかと思う。医療的ケアの必要な子どもが亀岡市でも

増えおり、保育園、ショートステイ事業所は受入れ対応に苦慮している。

P59には「災害発生後における福祉・医療サービスの提供体制の維持」に係る施策が掲げられているが、災害時に医療的ケアが必要な人をどこでサポートするか、ケアに必要な物品と人の準備をどうするかも大きな問題である。

基本計画の期間については、現在のような様々な事が起こる時代に、10年の期間設定はどうか。国も都道府県も10年もの長い計画期間の計画はない。なぜ亀岡市は10年もの長い計画期間を想定しているのか。現在の社会情勢を考慮する必要がある。

●委員

SDGsについてはもう少し勉強しないと分からない。2番目の「心のバリアフリー推進の視点」と3番目の「地域共生社会づくりの視点」は障がい者自身に関わる視点ということは理解できる。1番目の「SDGsに基づく視点」については、亀岡市が誇りをもって、先進的な環境づくりを行うことは重要だと思うが、障がい者自身が何を目的とするべきかが分からない。先程のご指摘のとおり、障害者権利条約に関する視点を盛り込んだ方が分かりやすいと思う。

新型コロナウイルスについて聴覚障がい者が抱える問題は、感染防止のため誰もがマスクをすることで口話ができず、ますますコミュニケーションが取れない状況になることである。こういう状況だからこそ、コミュニケーションが取れることがうれしいはずなのに、マスクを着用せず人と会おうとすると「感染した場合は自己責任」と言われる。手話通訳者の方々の活動を大事にしたいという思いもあるが、今はその人たちが安心して通訳できないという実情がある。手話通訳という高い専門性を持っているのに、新型コロナウイルス感染症のために差別されている。共に助け合うという考え方が排除されているため、それが差別につながっているのではないか。職業保障や身分保障にしっかり取り組んでほしい。

●会長

SDGsと障がいとの関連性があまり見えてこない。障がい者基本計画は国の方針に基づいて策定するということでもあるが、亀岡市の計画ということで、総合計画や地域福祉計画と関連するとなるとSDGsと関連するのは分かるが、SDGsと障がい者計画がうまく結びつかない。

●委員

この時期だからこそ、コロナが新しい日常を作り出すという視点が、先程の手話通訳の件も含めて、重要になってくる。ウィズコロナ、ポストコロナの時代にどう計画を作るのかという点を一番先に考えてもよいと考えている。

これまでの経過から、この取組みが上手くいっていないため、今後も継続的な取組みが重要だという事が分かるような、全体的な重点が見えるようなものを作っていくべきではないか。

障がい者の高齢化に対してどうしていくのか、精神や発達周辺の領域にいる人をどうするのか、医療的ケアを必要とする人たちをどうするのか、福祉的人材をどう確保していくのか、という点が重点なのだという事が分かるものを作ってもいいのではないか。各分野だけでなく、全体の重点も必要だと思う。

●会長

昨年アンケート調査を実施した時点ではコロナの問題は反映されていない。今後はコロナ禍での聞き取り調査等もしてほしい。

●委員

P27 重度障がい、医療的ケアの短期入所など、医療的ケアの必要な人の受け入れについて、事業を開始する際には市に支援していただいたが、掲げた目標を実行するのは各サービスの提供事業側。具体的にどういう取り組みをしていってもらえるのか。

●委員

亀岡市では医療的ケアの実施が難しく、関係機関との広い連携が必要。また、個別に各分野で施策を掲げると、各分野の専門性のある人との繋がりが薄くなる。各分野ごとに検討することが妥当かは少し考えてほしい。医療的なケアを必要とする人の総合的なケアをどうするのかという点を書いてもよいのでは。

●委員

2の「地域生活を支える体制づくり」に入れるのはどうか。対策がかなり広い分野にわたることもあり、これから医療的ケアが必要な人の計画を組み立てていくための基本計画として、この分野の中に組み込んだ方がよいのではないか。

また、障がい者の高齢化の問題は益々大きくなっている。地域生活の中での高齢の障がい者の生活を支えるための生活支援策が計画にあれば良い。

●事務局

P34に「医療的ケアの充実」を施策として掲げているが、もう少し施策の取扱いを格上げして、具体的な施策内容を交え協議した方が良いという意見と捉えている。いただいたご意見を整理した上で計画案の修正を検討するので、その際に委員の皆様のお知恵を拝借できれば思う。

●委員

計画期間については、今の時代10年を見通して計画を作るのは難しい。見直しをすることとしても、前半後半となると、単なる中間見直しとならず、全体的な変更になると思われる。

●事務局

他市町の障がい者基本計画の期間事例としては、宇治市は12年、向日市、綾部市は10年、舞鶴市は9年、残りは6年、5年、4年が多い。

10年が長ければ、現行計画と同じ6年とすることも検討したい。

●会長

今日の時点では結論は出さず、事務局で再度検討をお願いします。

●委員

コロナの件や、災害の課題など、様々な立場の方の捉え方があり、そのニーズをすべて網羅することは難しい。コロナは100年に1度といわれるような大きな感染症である。制度の運用がストップしたり、見直しを強られるかもしれないが、基本的にコロナ対策のための就労や障がい者の社会参加についての協議が行われたことが忘れられないようにしたい。

このような状況下で、計画期間が10年というのが長いかどうかの話となると、長いと思う。計画を作る上では、5年程度で見直しが必要になるのではないか。

また、全ての委員から意見を収集するのは難しいと思うので、2、3週間の間、

事務局が意見を収集し、それを提示し、案を作成する計画作りにはどうか。

●会長

基本計画は理念計画で、福祉計画は具体的な事業の計画である。基本計画は地域福祉計画や市の総合計画との整合性も出てくるの。本日中に内容が決まるということではないので、今後も計画案について各委員の皆様からのご意見があれば、また提示してほしい。

●会長

他にご意見が無いようでしたら、続きまして、議事（２）第５期亀岡市障害福祉計画進捗状況報告について、事務局から説明願います。

●事務局

資料５（P23～30）に基づき、障害福祉サービス 令和元年度実績について説明

資料５（P31～37）に基づき、地域生活支援事業 令和元年度実績について説明

●会長

ありがとうございます。（２）第５期亀岡市障害福祉計画進捗状況、障害福祉サービス 令和元年度実績報告について、御意見・御質問等はございますか。

●委員

P27記載の自立生活援助について、亀岡市は申請実績は無かったのですか。

●事務局

実績はありません。

●委員

P29記載の放課後等デイサービスの利用は目標数値に達しなかったが、数値が伸びなかった原因があるのですか。

●事務局

コロナによる一斉休校による影響が出ていると考えている。

●委員

放課後等デイサービスの利用はそんなに伸びていないのか、それとも緩やかな伸び率に変化してきたのかについて、その要因は把握できているか。

●事務局

事業所によっては、定員を満たしているところもある。需要と供給が一致していないように感じている。利用したい人は増えているが、事業所が足りていないのではないかと思う。

●委員

事業所が足りていないから、利用に繋がっていないということか。

●事務局

それも一つの要因と考える。本来なら、1、2月の段階で利用申請をされるが、11月、12月の段階でも、仮予約のような形を取らなければ利用が難しいという話も聞いており、事業所が足りていないことが想定される。

●委員

事業所が充足しているのか、足りていないのかはまた確認してほしい。

●事務局

了承しました。

●委員

亀岡市内のサービス事業所で不適切な処遇があった。亀岡ではすでに2事業所が指定取り消しとなっており、今後更に1つの事業所が更新できず廃止の予定である。亀岡市としても新規参入する事業所を募集するなどの方法を考えてよいと思う。南丹圏域の事業所数は不足している。放課後等デイサービス事業に興味がある事業所等に声掛けをしたことで、具体的に動き出している事業所も

ある。

放課後等デイサービス事業で言えば、先程の指定取り消しとなった法人の事業を引き継いで、別法人がそのまま運用した例が1件ある。また、児童発達支援事業所が今月末に廃止になり、現在のスタッフ等をそのまま引き継ぐ形で、9月1日から新しい法人で事業が再開される。花ノ木でも放課後等デイサービス事業を開始される。放課後等デイサービス事業についての相談が亀岡市、南丹市でそれぞれ1件ずつ上がっている。スタッフと場所が整えば、いつでもスタートできるとの話もある。亀岡市の就労支援 A 型の事業所が1件採算が合わず廃止となり、残りは2つとなる。利用者が、他の事業所に行くことができればよいが、廃止となる就労支援 A 型事業所の後を、就労支援 B 型の事業所が引き受ける形となる。そうすると、工賃が変わってしまう。また、サービスの支給決定の取り扱いが就労支援 A 型と就労支援 B 型とでは異なる。

事業所が1つ増える、減るということだけで、色々なことを整理しなければならず、対応が難しい。

参考までに、共同生活援助は、計画の目標値に対して達成度が低いとあるが、令和3年度に新設でグループホームを1から建設するという相談を受けている。こういった南丹圏域の情報を私たちも伝えるようにするが、それを踏まえた上で、計画の実績や目標数値を設定すると私たちとしても分かりやすい。

●会長

現状の情報も出していただき、計画の見通しが見えるようになった。今年はコロナの影響で支援学校の卒業生の進路相談がすれこんでおり、進路を決定していくのが大変である。そういったことも含め、今後行政ができる支援策を数値に盛り込んでいかなければいけない。亀岡市が独自に行っている事業としては地域生活支援事業になり、その部分の説明を引き続きお願いしたい。

●事務局

資料5 (P31~37) に基づき、地域生活支援事業 令和元年度実績について説明

●会長

(2) 第5期亀岡市障害福祉計画進捗状況、地域生活支援事業令和元年度実

績について御意見・御質問等がございますか。

●委員

令和2年度の福祉計画の実績が、コロナの影響で目標値より少なかったとしても、ニーズが減少している訳ではないと思うので、達成できなかった原因を明らかにしてほしい。大変な時期ならむしろニーズは高まるはずなので、数字だけで判断しないようにしてほしい。

●委員

視覚障がい者の声としても、保健所からの報告もあったように、移動支援や同行支援の事業所の確保や、福祉に関わる人の確保について、京都府からの支援を受けているケースもあるが、ヘルパーの仕事が安定した仕事にならない現状もあるので、福祉人材の確保の方法や施策を十分に検討されることを希望する。

●委員

聴覚障がい者の遠隔手話通訳について、京都府が実施を始めた。初めて手話通訳を介して携帯電話を活用できたり、また、タブレット端末を見ながら通訳をしてもらえるようになり、非常にうれしく思っている。今後亀岡市にも協力してほしいと思う。

今、コロナの関係で手話通訳の派遣ができず、聴がい障がいを抱える人がコミュニケーションが取れなかったり、家から出られず、亀岡市の手話職員の方とだけ繋がっている状況である。コロナ感染者が亀岡市で増えている状況を知らなかったりもする。

コロナの終息を願っているが、ウィズコロナ・ポストコロナの時期があって良かったと思えるように、社会も変わっていけば良いと思う

●委員

遠隔手話通訳については障害者総合支援法の対象事業に入っていないが、亀岡市は福祉計画に入れたらどうか。

●事務局

聴覚障がい者支援については、昨年度から、消防署が実施している Net 1 1 9（インターネット登録により聴覚障がい者の救急対応を支援する制度）に登録

してもらふことを推奨している。

聴覚障がいを抱える方が発熱時に、家族が使用しているLINEを用いて遠隔手話通訳を実施したことがある。その後は医師会の先生に、聴覚障がいを抱える方について文面を介しての診察もお願いしている。

今のところ、遠隔手話の実績は前述の1件である。まだ周知はできていないが、そういう取り組みも既に始まっている。盲ろうの人への情報支援はまだ十分でないことから、今後具体的な情報保障の方策を検討していかなければならない。

●会長

亀岡市だけで様々な問題を解決するのは財政などの問題もあり厳しい部分とあると思うが、市独自の計画を打ち出すということも、市の手腕が発揮される点であると思うので、今後検討願いたい。

●会長

続きまして、議事（3）その他にということで、議事（1）、（2）以外に委員の皆様のご意見、ご提案等ございますか。

●委員

技術の進化により様々な通信手段が普及しているが、通信機器を使えない重度障がいの人もいる。スマートフォンやタッチパネル、パソコン、インターネットを十分に使いこなせる人ばかりではない。

行政はLINEやインターネットを全ての人が利用している訳ではないということ認識してほしい。全ての人が同じ状況であるという認識は少し考えていただきたい。

●委員

障がいを抱える方がデジタル通信機器等を使えるようになるための研修の実施等について、基本計画に盛り込んでどうか。

●会長

本日の協議会では新しい時代に即した計画を作るという命題を確認した。

コロナの影響で外出できない人などの実態もつかんでいきたい。新たな課題

を解決していくための計画とするため、今後も皆様からご意見をいただきたい。
それでは、これもちまして本日予定の議事は全て終了となります。
進行を事務局にお返しします。

●事務局

会長、議事進行ありがとうございました。閉会にあたりまして、会長職務代理者から閉会の挨拶を賜りたいと思います。

●会長職務代理者

皆様、長時間にわたりお疲れ様でした。

今後はリモート会議も含め、協議会の在り方を工夫してもらえればと思います。

現状を把握ということでは、今年の4月から7月までの状況がどうだったのかを明らかにすることが重要だと思いますので、今後の確認作業を宜しく願います。コロナ感染のリスクがあるから等の理由でサービス等の利用人数が減少していく事も考えられると思うが、こういった状況下でも何が本当に必要なかを考えていくことが重要であると思います。

その点を考慮した上で、次の第2回協議会を迎えたいと思います。どうもありがとうございました。

7. 閉会